

八条コミュニティ規約

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この会は、八条コミュニティ（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を八条地区コミュニティセンター内（豊岡市九日市下町402番地）に置く。

(目的)

第3条 本会は、八条地区（以下、「地区」という。）内の住民及び団体等が協力し、各種の地域活動を通じて、地区における諸課題の解決を図るとともに、「明るく元気で住みよい八条づくり」に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術・文化・スポーツなど生涯学習活動の推進に関する事。
- (2) 防災及び防犯活動の推進に関する事。
- (3) 福祉の向上及び健康の推進に関する事。
- (4) 快適環境及び安全の確保並びに地域の活性化及び振興に関する事。
- (5) 各区及び各種団体の地域づくり活動との連絡調整に関する事。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項に関する事。

第 2 章 組 織

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民。
- (2) 地区で活動する別表第1に定める団体。
- (3) 地区に住所を置き、本会の目的に賛同する事業所。

(組織)

第6条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

第7条 総会は、役員・代議員により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。議長は、原則として地区輪番制とするが、総会において出席の代議員に伺いを立てる。

- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は「会長が必要と認めたとき」「代議員の3分の1以上から請求があったとき」「監事から請求があったとき」開催する。
- 4 総会は代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については、議事録を作成する。議長は、出席の代議員の中から書記2名を指名する。書記2名のうち1名と議長が議事録に署名押印する。
- 6 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は傍聴することができる。
- 7 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 役員の選任に関すること。
 - (4) 規約の改廃に関すること。
 - (5) その他本会の重要な運営に関すること。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、各部長をもって組織し、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項に関すること。
 - (2) 本会の運営及び事業の執行に関すること。
 - (3) その他必要な事項に関すること。

(部会)

第9条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会は、次のとおりとする。
 - (1) スポーツ部
 - (2) 地域振興部
 - (3) 福祉部
 - (4) 防災部
- 4 部会は、総会において承認された部長及び各区から選出された者をもって構成し、各区から選出する人数は部会に1名とする。ただし、福祉部にあつては2名とする。
- 5 スポーツ部長・地域振興部長・福祉部長・防災部長は、第14条の規定に準じて選任する。
- 6 部会に部会員の互選による副部長を置く。
- 7 部会員の任期は1年とする。ただし、スポーツ部長・地域振興部長・福祉部長・防災部長の任期は、本会役員の任期に準ずる。
- 8 本会に役員会付きの組織として、次の組織を置く。「高年クラブ」、「和太鼓チーム」、「八条校区子ども会育成会」本会会計上、活動を支援する。

第 3 章 代 議 員

(代議員)

第 1 0 条 代議員は、各区から選出された者及び本会が別表第 2 に定める団体の代表者で構成する。

2 各区から選出する者の人数は、別表第 3 のとおりとする。

(代議員の任務)

第 1 1 条 代議員は、総会において第 7 条第 7 項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第 1 2 条 代議員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 役 員

(役員)

第 1 3 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 部長 4 名

(役員の選出)

第 1 4 条 役員の選出は、会長から委嘱された 5 名の選考委員（会）が推薦し、総会において承認を得る。

(役員の任務)

第 1 5 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 部長は、部の円滑な推進に努める。

(役員の任期)

第 1 6 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第 1 7 条 本会に評議員を置く。

評議員は、八条区長会を構成する者とする。

2 うち 2 名は監事となる。監事は、本会の会計を監査する。

3 評議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(顧問)

第18条 本会に、必要により顧問を置き、会長がこれを任命する。

2 顧問は、会長が必要とするとき、会議に出席できる。

3 顧問は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

第 5 章 財 務

(経費)

第19条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(地区負担金)

第20条 本会の目的を達成するため、各区は、別表第4に定める金額を地区負担金として拠出する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 雑 則

(事務局)

第22条 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、地域マネージャー、支援員で構成する。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成２９（２０１７）年２月５日から施行する
- 2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第２１条の規定にかかわらず、設立日から平成２９（２０１７）年３月３１日までとする。
- 3 この規約は、一部改定し、平成３０（２０１８）年５月１２日から施行する。
- 4 この規約は、一部改定し、平成３１（２０１９）年４月２９日から施行する。
- 5 この規約は、一部改定し、令和 ２（２０２０）年５月 ６日から施行する。
- 6 この規約は、一部改定し、令和 ５（２０２３）年４月２３日から施行する。
- 7 この規約は、一部改定し、令和 ７（２０２５）年５月１１日から施行する。

別表第１

第５条（２） に定める団体	スポーツクラブ２１とよおか八条クラブ
	豊岡防犯協会八条支部
	八条地区民生委員・児童委員
	豊岡交通安全協会八条支部

別表第２

第１０条第１項に定める 団体の代表者	スポーツクラブ２１とよおか八条クラブ理事長
	豊岡防犯協会八条支部長
	八条地区民生委員・児童委員代表
	豊岡交通安全協会八条支部長

別表第３

第１０条第２項に定める 各区の代議員数	各区（納屋区を除く）	５名
	納屋区	２名

別表第４

第２０条 各区の負担金 （八条コミュニティ運営費）	１，０００円/戸
※青少健（５０円/戸）の各区負担金の徴収は継続する。	